

監査報告書

2020年5月14日

学校法人 桃山学院
理事会 御中
評議員会 御中

常勤監事 木下洋一 印

監事 岸脇淳介 印

監事 森 弘義 印

私たち学校法人桃山学院の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人桃山学院寄附行為第14条の定めに基づき、2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他内外の重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、関係部署において業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況を監査しました。

また、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）と連携をとり、計算書類につき検討を加えるとともに、監査室と必要な情報交換を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。
- (2) 資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表を含む）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）および貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正しく示しているものと認めます。

以上